

名 称	能美市歩行式除雪機械使用要綱（抜粋）	
目 的	能美市が所有する歩行式除雪機械の使用に必要な一般事項に関し、必要な事項を定める。	
<p>1. 歩行式除雪機械（以下「除雪機械」という。）は、町会又は町内会で区道及び狭隘な生活道路の除雪を実施し、冬期間における道路交通を確保するため、能美市が所有する除雪機械の貸し出しを行う。</p> <p>2. 除雪機械を借用しようとする町会又は町内会は、事前に借用書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3. 貸与する除雪機械の引渡し及び返納に要する費用は、町会又は町内会が負担するものとする。なお、除雪機械の返却にあたっては、燃料を満杯状態にして返却するものとする。</p> <p>4. 貸与する除雪機械の引渡し場所及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>（1）引渡し及び返納場所 能美市役所（各庁舎）</p> <p>（2）貸与期間 1日</p> <p>（3）貸与、引渡しは、市及び町会又は町内会立会いの上行う</p> <p>5. 町会又は町内会は、貸与された除雪機械を誠実に管理及び運用するものとする。</p> <p>（事務担当） この要綱に基づく事務は、土木部土木課（TEL：58-2250、場所：寺井分室2階）で担当する。</p>		
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい		
【URL】	<a href="https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=939">https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=939</a>	【QRコード】 

※平成17年2月1日から施行